

東京都サービス付き高齢者向け住宅整備事業における事業者を求める基準

東京都西多摩郡日の出町

東京都サービス付き高齢者向け住宅整備事業の実施に際し、日の出町が事業者を求める基準を以下のとおり設定します。

なお、事案によっては計画の説明や変更を求めたり、別の基準を追加する場合がありますのでご承知おき下さい。

1 近隣住民への配慮

- ・建設予定地域住民に対し事業計画、運営方針等十分な説明、協議を行ない、原則地元自治会の承諾書を取得すること。
- ・自治会等への加入、地域住民との交流スペース等の設置などについては地域住民の意向を充分踏まえて行なうこと。
- ・建築後、施設内外の美化、衛生面等に留意し、地域に迷惑のかからない良好な関係を築くようにすること。

2 建設計画の確認、建設地の指定等

- ・日の出町長期総合計画、町土地利用計画、まちづくり計画、住宅政策等と整合した事業計画であること。
- ・同一地区(自治会等)内に多数同様の施設が偏在することのないようにすること。
(地域住民に対し十分な説明、協議を行なうこと)

3 地元住民の入居について

- ・入居者については原則日の出町内の住民を優先すること。
※ただし、空き室で地元住民の入居希望者がいない場合はこの限りではない

4 介護保険サービスの提供等

- ・日の出町高齢者保健福祉計画及び日の出町第6期介護保険計画等に基づき、個々の状態に応じた過不足のない適切な介護サービス等の提供に努めると共に、医療と介護サービスの適切な連携を確保すること。

また、町介護保険の財政状況を考慮し急激且つ継続的な大きな負担とならないよう配慮し、他区市町村からの入居者については住所地特例の対象者とすること。

5 自主防災対策等

- ・災害時(地震、風水害等)の避難行動計画の作成等自主的な災害対策を講じたうえ、地元

自治会等と協力し日の出町地域防災計画に基づいた対応を行なうこと。

6 その他

「高齢者の居住の安定確保に関する法律」や東京都の「高齢者の居住安定確保プラン」等に基づいた、より安全、安心な事業を行なうこと。